

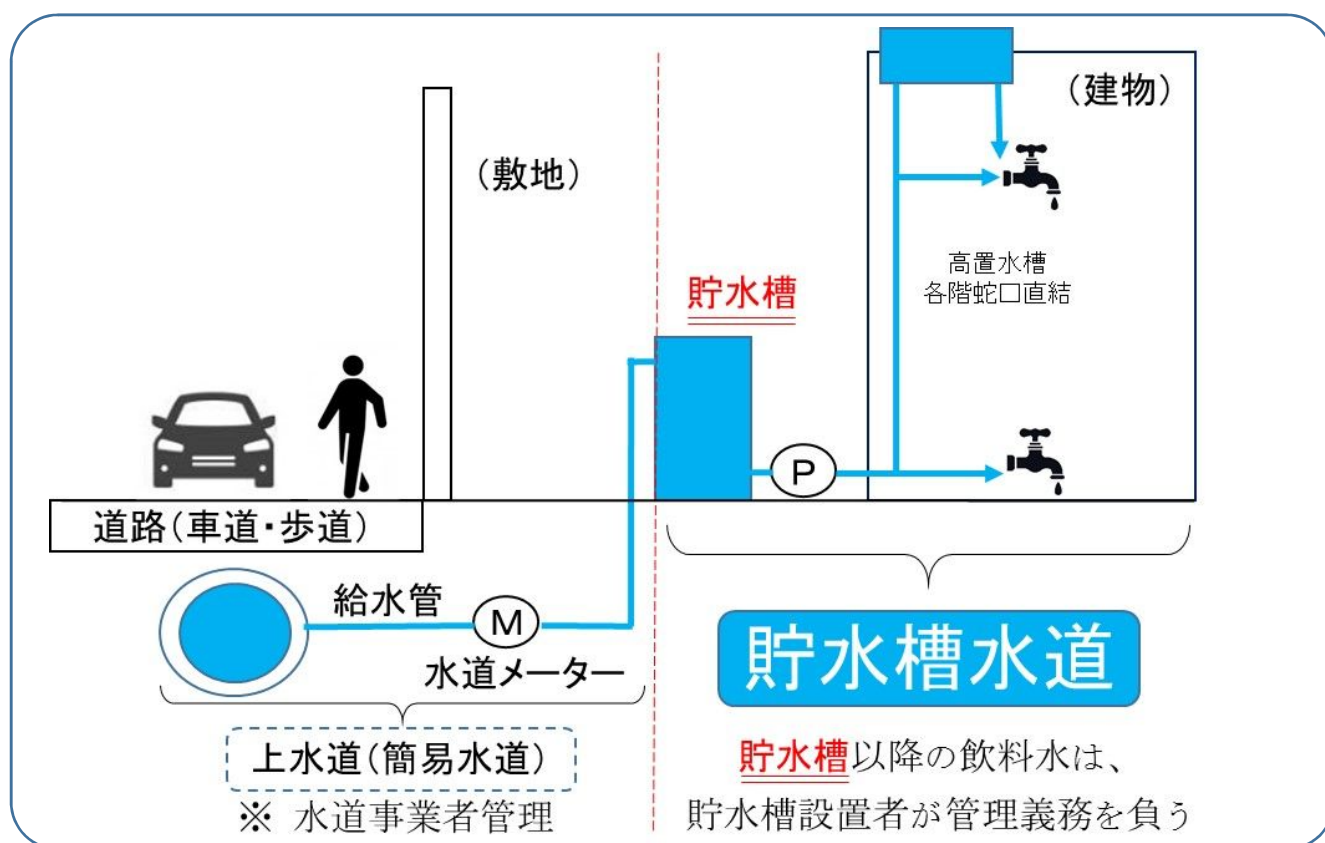
本チラシは下記ホームページ（東青地域県民局地域整備部）からダウンロード可能です。
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ao-kendo/index.html>

（ 平内町 / 今別町 / 蓬田村 / 外ヶ浜町 内 貯水槽設置者対象 ）

貯水槽水道の管理について

Q. 1 貯水槽水道とは？

水道事業者（市町村や水道企業団等）から給水を受けた水を、**いったん貯水槽（受水槽）に貯水**したうえで、建物等で飲料水として使用する水道施設です。



Q. 2 なぜ、貯水槽水道を管理しなければいけない？

貯水槽の管理が不十分な場合、

雨水・泥・ゴミ・ねずみ・昆虫等による異物の混入
錆やカビ等微生物の発生

などによって、**飲料水が汚れるおそれ**があります。



Q.3 貯水槽水道の管理は、何を行えばよい??

- 1 年に1回以上、定期的な貯水槽の清掃 を行ってください。
専門業者(「建築物飲料水貯水槽清掃業」登録業者等)による
清掃及び記録の保存が望ましいです。
- 2 年に1回以上、定期的な登録検査機関の検査 を受けてください。
簡易専用水道検査機関(水道法第34条の2第2項登録)

< 参考 >

青森県内の登録機関(厚生労働省ホームページ参照)
(一財)青森県薬剤師会 食と水の検査センター (電話:017-762-3620)

Q.4 貯水槽水道の種類(区分)と規制(義務)などは??

貯水槽の大きさ(有効容量)により、下記のとおり分類・規制

分類 (貯水槽の有効容量)	規制(義務)概略
○ 有効容量とは? 欄外下部↓参照 (10m ³ 超) 簡易専用水道	<ul style="list-style-type: none">・ 定期清掃(年一回) 法定:水道法34の2-1、省令55・ 登録検査機関による定期検査(年一回) 法定:水道法34の2-2、省令56 違反の場合、100万円以下の罰金(法54-7)・ 設置の届出等 平内町 及び 蓬田村 各町村役場 担当課へ 今別町 及び 外ヶ浜町 東地方保健所(下記)へ
(5m ³ 超~10m ³) 小規模貯水槽水道	<ul style="list-style-type: none">・ 管理(指導事項) 簡易専用水道の管理に準じ、 定期清掃(年一回) 登録検査機関による定期検査(年一回) (青森県飲用井戸等衛生対策要領に規定)・ 設置等の相談 各町村役場 担当課へお問い合わせください
有効容量が5m ³ 以下の 貯水槽水道	小規模貯水槽水道に準じた管理を行う。(推奨)

貯水槽水道を正しく管理し、衛生的な水道水で生活しましょう!

「有効容量」とは、貯水槽の水が満水になった
水位からポンプの停止する水位(配管の少し
上)までの容量で、

実際に蛇口から使える水の量 です。

お問い合わせ先
東青地域県民局 地域整備部
企画整備課 017-728-0269